

工事請負契約書第24条第5項の規定 (単品スライド条項) の運用について (令和4年9月1日以降)

東京都水道局が発注・契約する工事において、工事請負契約書第24条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）により、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いについては、次のとおりです。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

1 適用対象工事

契約書に単品スライド条項が規定された工事で、かつ、請求日（単品スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日）以降の残工期（一部しゅん工にあつては、当該部分に係る工期）が2月以上ある工事

2 請求方法

受注者が、単品スライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面に各対象材料の購入価格等を証明する書類を添付し、工事主管部署に提出してください。

3 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であつて、次式により算定した変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものを対象とします。

$$\text{変動額}\langle\text{鋼}\rangle = M[\text{変更}]\langle\text{鋼}\rangle - M[\text{当初}]\langle\text{鋼}\rangle$$

$$\text{変動額}\langle\text{油}\rangle = M[\text{変更}]\langle\text{油}\rangle - M[\text{当初}]\langle\text{油}\rangle$$

$$M[\text{当初}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{当初}]\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

$$M[\text{変更}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{変更}]\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

$M[\text{変更}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{変更}]\langle\text{油}\rangle$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M[\text{当初}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{当初}]\langle\text{油}\rangle$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) 鋼材類又は燃料油以外であって、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料については、鋼材類又は燃料油に準じます。

4 スライド額（契約変更の対象となる額）の算出

- (1) スライド額は、次式により算出します。

$$S = (M【変更】\langle\text{鋼}\rangle - M【当初】\langle\text{鋼}\rangle) \\ + (M【変更】\langle\text{油}\rangle - M【当初】\langle\text{油}\rangle) - P \times 5 / 1000$$

S：スライド額

M【変更】〈鋼〉, M【変更】〈油〉, M【当初】〈鋼〉, M【当初】〈油〉

：4（1）に同じ

P：契約金額

- (2) p'は次に定めるとおりとします。

①鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とします。

②燃料油

各対象材料を購入した月の実勢価格原則とする。または、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とします。

※1 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。

※2 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定することができます。

※3 資材調達先にヒアリング等を行う場合があります。また、事実と異なる請求があったことが判明した場合、契約書の規定に基づき損害賠償等を請求する場合があります。

- (3) Dは、発注者の設計数量または発注者の認定する数量とします。

5 契約変更の時期

工期（一部しゅん工にあっては、当該部分に係る工期）の末に行います。

6 全体スライド条項の併用

契約書第 24 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づくスライド請求をすることができます。

(参考) 工事請負契約書第 24 条抜粋

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。